

1. 漁業権の性質・種類

○ 漁業権とは

「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」(通常、岸から3~5kmまで)

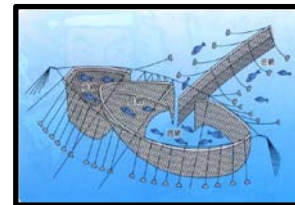
○ 漁業権の性質

- ・都道府県知事(一部の漁場では農林水産大臣)の免許によって設定
- ・みなし物権(物権的請求権(妨害排除、妨害予防)を有する)
- ・譲渡が制限されており、貸付けは禁止

○ 漁業権は、次の3種類

① 定置漁業権(存続期間:5年) 例:ぶり定置網、さけ定置網

- ・漁具を定置して営む漁業で身網の設置水深が27m以上(以深)のものを営む権利。
- ・北海道において、さけを主たる漁獲物とするもの。



② 区画漁業権(存続期間:5年又は10年) 例:かき養殖、魚類小割り式養殖、真珠養殖 一定の区域において養殖業を営む権利。

このうち、藻類養殖や魚類小割り式養殖など4種類の区画漁業権(特定区画漁業権)は、地元漁協による管理を優先して免許する仕組み



③ 共同漁業権(存続期間10年) 例:あわび、さざえ、うに漁業

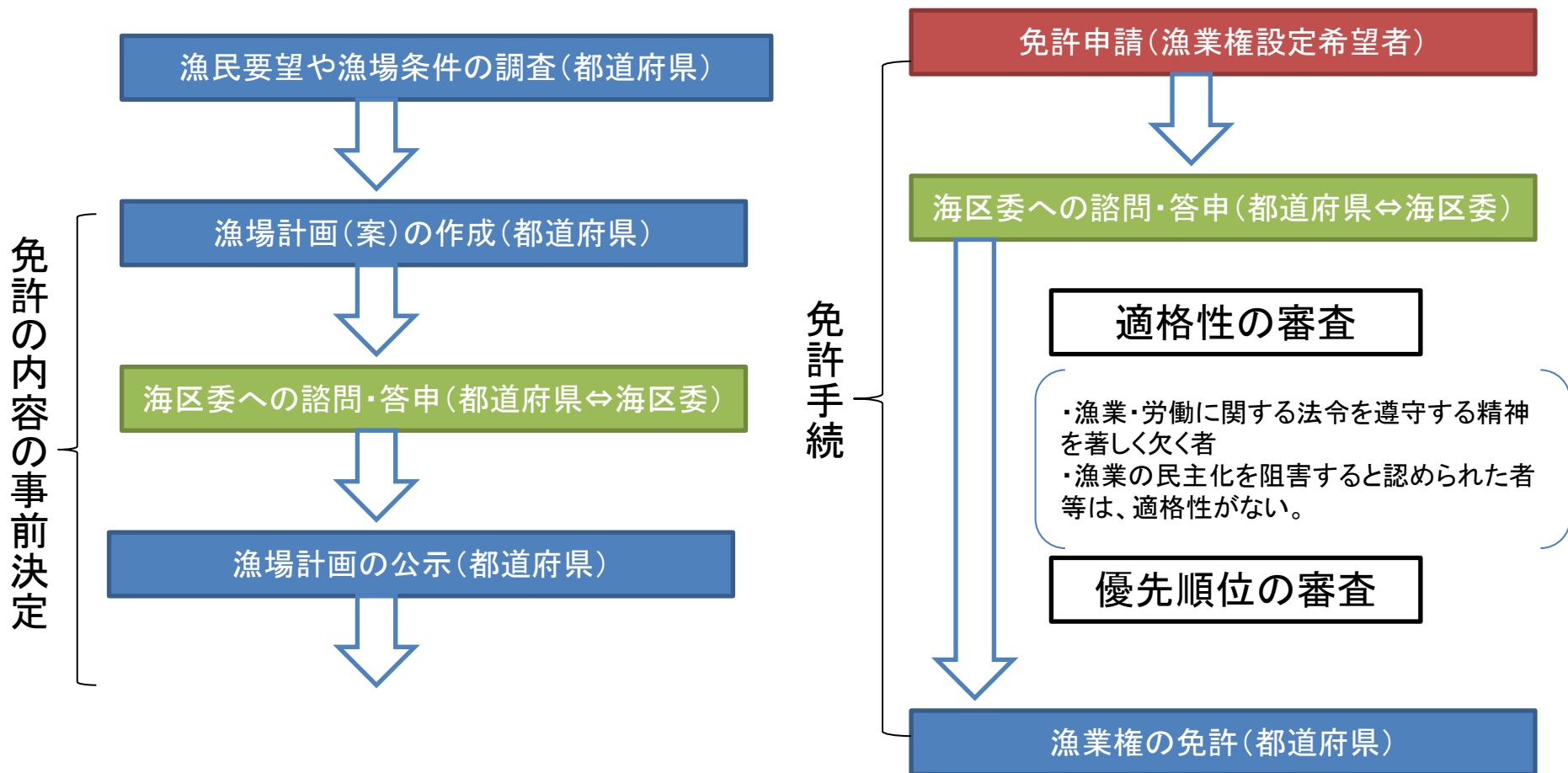
一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利。
漁業権を管理する地元漁協にのみ免許。



2. 漁業権設定までの流れ

○ 都道府県知事は、漁業権を設定する場合、まず、免許の内容(漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等)を定め、海区漁業調整委員会(以下「海区委」という。)の意見を聴き、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間等を定めて公示(一般に「漁場計画の樹立」という)。

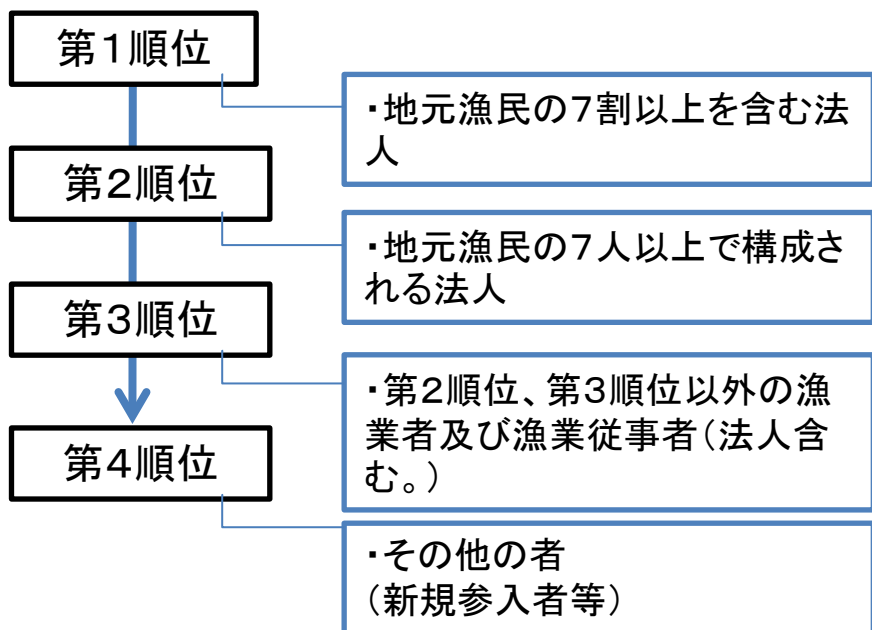
○ 公示後、漁業権設定希望者は都道府県知事に申請をし、都道府県知事は海区委の意見を聴き、適格性、優先順位を審査して免許。



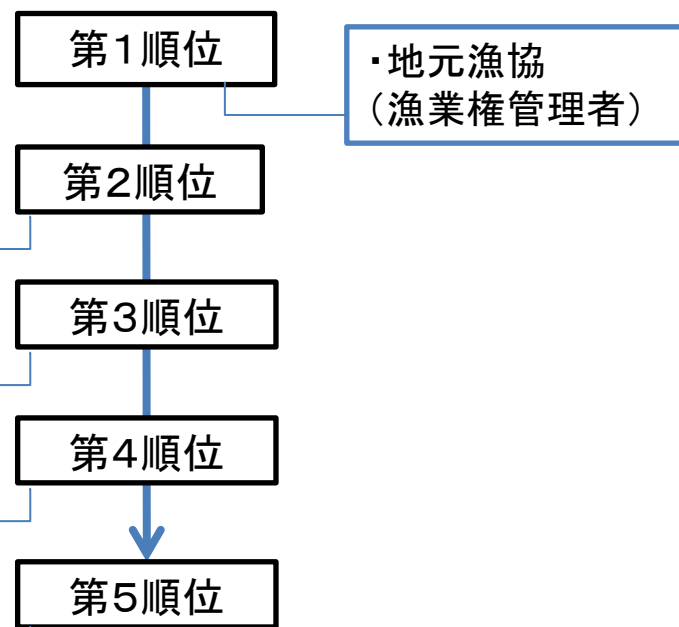
3-1. 漁業権免許の優先順位

- 定置漁業権の免許は、地元漁業者の多数が経営に参加し、利益を広く分配すること等を趣旨として、個人経営よりも地元漁業者による法人経営を優先。
- 藻類養殖や魚類小割り式養殖等の養殖業(特定区画漁業権)の免許は、技術や資本の点で多数の漁業者が参入しやすい性格のため、これらの調整を図ること等を趣旨として、漁業権を管理する地元漁協を優先。

【定置漁業権】



【特定区画漁業権】

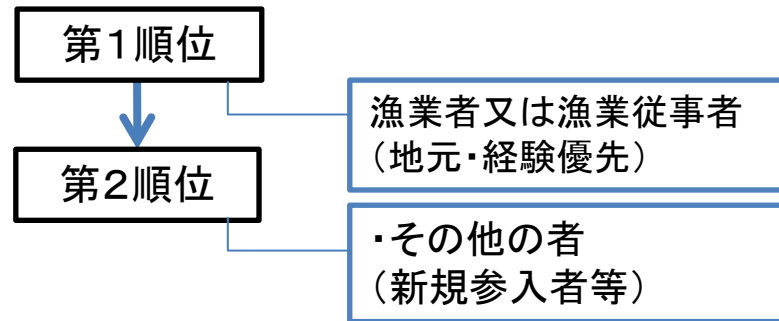


3-2. 漁業権免許の優先順位

○くるまえば築堤式養殖業、網仕切り式養殖業等の区画漁業権の免許は、一般的に多額の投資を必要とし、特定の漁場を用いた個人経営色の強い漁業であることから、地元かつ同種の漁業の経験を有する漁業者等を優先。

○真珠養殖業の免許は、高度な技術を要し、経験を重視する趣旨で、真珠養殖業の経験を有する漁業者等を優先。

【築堤式養殖業等】



【真珠養殖業】

